



行事 「アクアネット 安全大会」

去る6月8日(土)、令和6年度アクアネット安全大会を開催いたしました！当日は勤続表彰・優良運転者表彰等の各種表彰式や、師山事業所職員による安全衛生活動報告のステージ発表を行い、特別講話では、株式会社安全教育センターの菅原典彦様をお招きし、「みんなで築く職場の安全 労働災害の影響と防止について」という題目で、事故・災害発生の最大の要因である「つい・うっかり」から生まれる油断を減らすために、日常作業における徹底した安全管理の大切さや、事故防止の為にどのような対策があるのか……といった貴重なお話を、実際の労働災害の実例や統計を交えながらご講話頂きました。

今回の安全大会を通して、職員一人一人の安全意識を高め合い、「労災・事故ゼロ」への決意を新たにすることができました。今後も安全を第一に考え、労働災害の防止に職員一丸となって努めて参ります(> <) ♪



それでは最後に、交通安全標語及び労災防止標語の社内公募作品の中で、栄えある今年度の優秀作品に選ばれた2作品を発表いたします☆

◆労働災害防止標語 優秀作品◆

「無理・無茶・油断が招く
不安全行動を撲滅し
今日も笑顔で終えよう
『ゼロ災現場』」

◆交通安全標語 優秀作品◆

「小さな焦りは大きな事故へ
安全運転の第一歩
ゆとりを持って
しっかり確認」

? お問い合わせ

ご質問・ご要望 はお気軽に下記までご連絡ください！

〒989-6233 大崎市古川桜ノ目字新高谷地526番地

HP : <https://www.aquanet.or.jp>

TEL : 0229-28-3734 / FAX : 0229-28-3739



宮城 アクアネット



ハチに刺される原因の第1位は

「とりあえず自宅にあるもので処置しようとして失敗」

最近家の周りにハチが…

ハチの巣を見つけた！

ハチに刺された…

危険！！

ハチの駆除ならお任せ下さい！

ハチ・ハチの巣



スズメバチ

駆除料金 **15,000円~**

特徴

スズメバチで一番怖いのが、その獰猛な攻撃性。巣に近づくと激しく威嚇し、毒針のミサイルを発射することも。



アシナガバチ

駆除料金 **8,000円~**

特徴

アシナガバチはスズメバチほど獰猛ではありませんが、実際に刺して攻撃するケースも多々あります。



ミツバチ

駆除料金 **8,000円~**

特徴

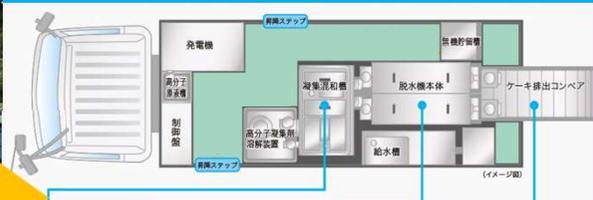
ミツバチの怖さは、小さな巣でも数千匹暮らしているその数です。攻撃性は弱いものの要注意です。

当組合ではハチの駆除作業を行っております。特に危険なのは、9月中旬~10月中旬にかけて攻撃的になるスズメバチです。防衛本能が非常に強いスズメバチは、刺激すると襲い掛かってくる習性があり大変危険です。身の回りでハチを見かけたら、当組合までお気軽にご相談下さい。



仕事 「移動脱水車稼働」

この度、産業廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処分業許可を取得し、**移動式脱水施設（移動脱水車）**を導入致しました。この移動脱水車は、主に加美町・色麻町の公共下水道より発生する汚泥を現地で機械を用いて脱水することにより水分を減らし、**処理対象の汚泥量を10分の1から15分の1に減量する装置**です。この効果により、産業廃棄物の排出者への産廃処理費の大幅なコストダウンが可能になります。



右図のような仕組みで脱水処理を行います



許可番号00425048140	
産業廃棄物処分業許可証	
住所	宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地526番地
名称	協業組合アクアネット
代表理事	佐藤 聡志
産業物の処理及び積積に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。	
宮城県知事 村井 嘉彦	
許可の年月日	令和6年6月14日
許可の有効年月日	令和11年6月13日
1 事業の範囲	中間処分—脱水（移動式）
事業の区分	中間処分—脱水（移動式）
産業廃棄物の種類	(1) 中間処分（脱水（移動式）） 汚泥（埋立等に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。）
(以下空白)	
2 事業の用に供するすべての施設	施設の種類 中間処分—脱水施設（移動式） MID-3535
設置場所	処理の実施場所：仙台市を除く宮城県内一円（排出事業場内に限る） 駐機場：宮城県加美郡加美町下多田川山田原二番12番地1
許可年月日	令和6年4月12日
許可番号	05-27-0
処理能力	汚泥 9.6立方メートル/日（1.2立方メートル/時間 8時間稼働）
3 許可の条件	なし
4 許可の更新又は変更の状況	令和6年6月14日許可
5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無	① 有 ② 無

産業廃棄物処理施設設置許可証	
令和6年4月12日	
住所	宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地526番地
名称	協業組合アクアネット
代表理事	佐藤 聡志
産業物の処理及び積積に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。	
宮城県知事 村井 嘉彦	
許可の年月日	令和6年4月12日
許可番号	05-27-0
施設の種類	汚泥の脱水施設（移動式）（廃棄物処理法令第7条第1号） MID-3535
処理する産業廃棄物の種類	汚泥（石綿含有ばいじん等を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。以下空白）
設置場所	(処理の実施場所) 仙台市を除く宮城県内一円（排出事業場内に限る） (駐機場) 宮城県加美郡加美町下多田川山田原二番12番地1
処理能力	汚泥 9.6立方メートル/日（1.2立方メートル/時間 8時間稼働）
許可の条件	1 排水処理施設において発生する汚泥を当該排出事業場内において処理すること。 2 設備の稼働時に、発生する汚泥を排出した排水処理施設に送達すること。 3 2による処理後の稼働が個人により排水基準に適合しない排水を排出するおそれのある場合には、当該排水処理施設から排出される汚泥を処理しないこと。 4 移動式汚泥脱水施設の稼働に当たっては、当該施設を設置する場所の地盤地質において、環境基本法（平成5年法律第91号）第19条第1項の規定に基づく当該施設の稼働する地域における騒音の環境基準及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づく当該施設の稼働する地域における振動の環境基準を確保することとなるよう、その場所において必要な騒音の稼働を定める当該環境基準を講ずること。
規則第11条第5項の規定による許可証の提出の有無	有
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 設備内容等に変更があった場合は当時に届出を申請し、届出を受けること。 3 施設の使用前後検査申請書を提出し、職員による検査を受けること。

移動式脱水処理施設による事業を行う為の許可を追加取得しました



古川まつり参加

2024年8月3日(土)-4日(日)開催

8月3日(土)に開催された、大崎市の一大イベント「古川おどり」に職員有志46名で参加いたしました。



当日は猛暑の中、たくさんの温かいご声援、誠にありがとうございました(*´▽`*)∞*